(二) 長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進
「新成長戦略」（平成二十二年六月十八日閣議決定）を踏まえ、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）に基づく指針の周知を図るとともに、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進等に取り組む企業を支援する。
(三) 医療現場での勤務環境の改善に向けた取組の推進
新成長戦略を踏まえ、質の高い医療サービスを安定的に提供できる体制を整備するため、「看護師等の『雇用の質』の向上に関する省内プロジェクトチーム報告書」（平成二十三年六月十七日厚生労働省公表）に基づき、医療機関等の関係者との密接な連携の下、医療や労働行政に係る都道府県と都道府県労働局が共通認識を持ちながら、協働して看護師等の勤務環境の改善等に向けた取組を推進する。
(四) 短時間正社員制度の導入・定着の促進
短時間正社員制度で働くことは、フルタイム勤務が困難なことにより正社員として継続して就業することができない者や就業の機会を得られない者が、継続的な就業や新たな就業の機会を得られるとともに、企業においても有能な人材の定着や人材確保が図られる働き方として、その普及及び定着が期待されている。
しかし、現状では短時間正社員制度への関心や期待は高いものの、当該制度の普及が十分進んでいないため、当該制度を活用した事業主への奨励金の支給による支援を行うとともに、当該制度の導入企業の具体的事例に基づくノウハウの提供を行い、当該制度の普及及び定着の促進に努める。
(五) 適切な労働条件下でのテレワークの推進等
在宅勤務の適切な導入及び実施のための労務管理の在り方に関する「在宅勤務ガイドライン」（平成二十年七月二十八日付け基発第〇七二八〇〇一号）の周知、企業の人事労務担当者等を対象としたテレワークの導入を支援するセミナーの実施等により、適正な労働条件を確保しつつ、テレワークの普及促進を図る。
また、在宅ワークの健全な発展に向けて、契約条件の文書明示やその適正化等を図るため、発注者、仲介業者及び在宅ワーカーに対し「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」（平成二十二年三月三十日付け雇児発〇三三〇第一四号）の周知啓発を図る。
(六) メンタルヘルス対策及び過重労働による健康障害防止対策等
ア メンタルヘルス対策
メンタルヘルス対策への取組は着実に前進していると考えられるが、今なお約半数の事業場においてはメンタルヘルス対策への取組が全くなされていない状況にある。
メンタルヘルス対策への取組がなされていない事業場の約四割は、当該対策の必要性を感じていないことから、こうした事業場の意識を変えるため、企業や事業場の経営者に対する指導を強化する。
また、メンタルヘルス対策への取組がなされていない事業場の約三割は、専門スタッフがいないことや取り組み方が分からないことを実施していない理由としていることから、こうした事業場に対しては、メンタルヘルス対策支援センターを活用して事業場内における取組を推進するよう指導する。
なお、労働安全衛生法の一部を改正する法律案が成立した場合には、別途指示するところにより、当該改正法の説明会等を実施する。
イ 過重労働による健康障害防止対策
「過重労働による健康障害防止のための総合対策」（平成十八年三月十七日付け基発第〇三一七〇〇八号）に基づき、過重労働が行われているおそれがある事業場に対して、労働時間管理、健康管理等に関する窓口指導、監督指導等を徹底する。
六 最低賃金引上げにより最も影響を受ける中小企業への支援と最低賃金の遵守の徹底
新成長戦略を踏まえ、引き続き最低賃金の引上げに向けた取組を推進する。その際、最低賃金の引上げの影響が最も大きい中小企業を支援するため、都道府県労働局は経営面と労働面の相談等にワンストップで対応する相談窓口の設置、労働能率の増進に資する設備導入等を行う中小企業に対する助成等を実施する。
七 外国人労働者問題等への適切な対応
(一) 外国人の適切な就業促進
ア 日系人を始めとする定住外国人に関する就労環境の改善及び離職した場合の支援
(ア) 公共職業安定所の窓口の相談機能
日系人が集住している地域を中心に、日本語能力が十分ではない求職者に対する相談機能を確保するため、公共職業安定所の窓口においてスペイン語、ポルトガル語等求職者の母国語の通訳の配置を行う。
また、外国人求職者の専門の相談員や日系人就職促進ナビゲーターによるマッチング機能の強化を行う。
さらに、外国人求職者が多く在住する一部の地域において、市町村と連携して生活全般に対応できる相談窓口を設置し、就労支援及び生活支援を行う。
(イ) 日本語能力等の不足による就職困難者への支援
日系人が集住している地域を中心に、日本語能力に未習熟であることや日本の雇用環境、労働関係法令に不案内であること、職務経験が不十分であること等の理由で安定就労に結びつかない者を対象とした就労準備研修を行うとともに、当該研修の修了者のうち、訓練の受講により就労の可能性が高まることが期待される者に対して、公共職業訓練の受講を勧める等積極的な支援を行う。当該研修コースの設置に当たっては、介護等の成長分野を中心に、地域のニーズを踏まえ、地方自治体と十分連携を図りながら効果的に行う。
また、都道府県労働局が地方自治体に積極的に働きかけ、日本語能力に配慮した訓練機会の確保を推進するとともに、そのような公共職業訓練等が設定された場合には、訓練修了者への積極的な情報提供及び確実な誘導を行い、積極的なマッチングを実施する。
(ウ) 外国人雇用状況の届出の徹底と事業主指導
公共職業安定所においては、事業主に対し、外国人雇用状況の届出の徹底を図り、地域の外国人雇用状況を的確に把握するとともに、外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（平成十九年厚生労働省告示第二百七十六号。以下「外国人指針」という。）に基づく労働・社会保険加入に関する指導等雇用管理改善及び再就職の援助のための助言・指導を計画的・機動的に実施する。
また、都道府県労働局、都道府県警察及び地方入国管理局が連携を図り、不法就労防止に係る指導や啓発の促進を行う。
さらに、不就労の日系人若年者に対する職業キャリア形成等、外国人の就業環境の改善を推進する。
イ 専門的・技術的分野の外国人の就業促進
専門的・技術的分野の外国人の就業促進を図るために、留学生の国内就職支援も含め、東京都、愛知県及び大阪府の外国人雇用サービスセンターを中心とした全国ネットワークを活用して、日本国内における就職支援を行うとともに、その能力発揮及び定着促進のため、外国人指針の周知等を通じ、外国人の雇用管理の改善等、企業における就労環境整備のための取組を支援する。
また、質の高い留学生が国内で就職することを促進するために、大学、経済団体等との連携を強化し、留学生向けのインターンシップの推進等を行う。
(二) 外国人労働者の労働条件の確保
外国人労働者からの労働相談に対応するため、外国人労働者労働条件相談員を配置するとともに、労働条件等に関する相談事例について外国語で情報提供を行うこと等により、外国人労働者の労働条件の確保を図る。